

無形文化遺産保護の挑戦 日本国内およびアジア太平洋諸国を訪れて

著者	星野 紘
雑誌名	無形文化遺産研究報告
号	4
ページ	27-39
発行年	2010-03-31
URL	http://doi.org/10.18953/00003139



無形文化遺産保護の挑戦

—日本国内およびアジア太平洋諸国を訪れて—

星 野 紘

はじめに

筆者はかねてより、村社会の伝統芸能（日本では民俗芸能、民謡などと称している）を追っかけてきたが、2009年度はたまたま無形文化遺産の保護のことを考える旅が多かった。日本国内をはじめ、中国、ベトナム、インドのアジア域、それにサモア、フィジー、トンガ、ニュージーランドといった太平洋の国々も訪れたのだ。

日本国内では、8月に文化庁の記録書作成事業の調査ということで長野県下伊那の掛け踊り地帯を廻った。天龍村の向方の伝承は今まさに絶えようとしていた。また同村坂部のも先細りの感があった。江戸時代から集落の戸数は24.5戸と固定していたのだが、10年ほど前から急変しており、今日15.6戸に減っている¹⁾。ほかにもかねてから関心を注いでいた愛知県の花祭りのことなどを4月に「村の伝統芸能が危ない」の書名で著作を刊行していた。日本の第一級の民俗芸能とみなされている花祭りの17伝承のうち二つの集落のものが廃絶し、びっくりして2008年3月に現地に様子をうかがいに掛けつけていたのである。

6月には中国の天津大学へ赴き、中国民間文芸家協会主催の「中日韓三ヶ国無形文化遺産保護方策論壇」と題するフォーラムに出席した。実はこの会合は2004年、2006年、2008年と中国、韓国、日本と会場を持ち回りにしながら開催してきたものである。中国民間文芸家協会、韓国文化財研究所、それに日本の東京文化財研究所の三機関関係の、それぞれ無形文化遺産に関心を寄せる研究者達が個人的に手弁当で継続開催してきたものである。本年は中国民間文芸家協会主席の憑驥才氏（天津大学教授であるが、中国では大変著名な小説家であり、書家であり、画家である）の特別のはからいで、中国の国家の定めた文化財デーにあたる6月13日にこれが執り行われた。後述するが、当フォーラムを通じて日本、中国、韓国の東アジアの三ヶ国がそれぞれ進めてきている無形文化遺産保護施策に関する情報を関係者間でかなり共有出来たのではないかと考えている。とりわけ今回は、この方面で目覚ましい施策を展開している中国の現状を知ることが出来た。つまり1028件の国家の無形文化遺産（中国国家非物質文化遺産）を選び出し、それぞれに「伝承人」と称する者（日本でいえば俗称の人間国宝にあたる人）を定め毎年一人に8,000元という高額の金を交付しているのである。また8月下旬には中国貴州省へ、トン族のポリフォニー合唱（これは2009年アブダビの会議でユネスコの代表的無形文化遺産リストに登録された）の調査に民俗音楽学会の研究者達（大学教授）と行って来た。このトン族地区へはこれまで四度訪問しているが、三年前たまたま村への調査に一緒となったオーストリアの

民俗音楽研究者（文化人類学者）の一言がずうっと気にかかっている。若者が村からどんどん大都会へ出稼ぎ（そういう人達のことを打工と言う）に行き、ポリフォニー合唱などの伝統的諸伝承が危ない！とのこと。事実、村へ入ると道路脇の石壁には、「義務教育も終えないで打工に行くのは罪になるぞ！」との標語が黒々と書いてあった。今回訪れた地扠村一帯は「生態博物館」に指定されているエリアであり、我々が宿泊したゲストハウスはその一施設であった。同館の館長の説明によると、これまで貴州省内の少数民族地区にいくつかの「生態博物館」があるが、確かに観光客を集めるなど盛況を呈している所もあるが、概してうまくいっていないらしい。政府からのなんらかの資金援助があるうちは続くが、それが途切れると長続きしないのだそうである。そういったことの反省の上に立って地扠のこの博物館は、住民が博物館の主体となるような仕掛けを講じて努力しているとのこと。そういう意味でここは中国で初めての「生態博物館」であると同人は胸を張っていたが、うまく行くことを祈る。ここでも一つの無形文化遺産保護の挑戦がなされているのだ。

9月からは東京文化財研究所の客員研究員に任命されたこともあって、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護状況の視察調査の一端に同行させていただいた。いずれも特別研究員の七海由美子女士が立案推進したものである。11月にはベトナムに赴き、2005年にユネスコから人類の伝承および無形遺産に関する傑作として宣言されていた（2008年に無形文化遺産条約にもとづく人類の無形文化遺産の代表的リストとして登録しなおされた）「ベトナム中央高地のゴング文化空間（The Space of Gong Cultur in the Central Highland of Vietnam）」のフォーラム（フェステバル）への参加がひとつであった（中央高地に位置するプレイク市で開催）。フォーラムでは森林の喪失や農業形態の変化などにより旧来の伝統伝承が衰退しつつあるゴング文化空間を今後どう維持保存を図っていくべきかについて出席者一同議論を交わしたが、祝賀フェステバルの贅をつくした大イベントには圧倒された。日本でも近い頃まではそのように金をかけた催事が競ったこともあり、目下中国では各地でその種の豪華な催しに湯水のごとく金がつぎ込まれている印象がある。さらに、文化スポーツ観光省の無形文化遺産部署、文化芸術研究所（従来ユネスコの無形文化遺産登録の業務を当機関が中心になって進めてきた）、民族学博物館、音楽大学などを訪問して情報を収集するためハノイを訪れた。ハノイでもカチュー（2009年9月アブダビでの会合でユネスコの緊急に保護を要する無形文化遺産のリストに登録された）の祝賀御披露目のセレモニーが開催されており、さらにハノイ北方のバクザン省の村でもクアンホ（9月のアブダビの会議で、ユネスコの人類の無形文化遺産の代表リスト登録された、一種の掛け合い歌）の御披露目セレモニーもあった。すでに新聞報道などで知られていたのだろうが、市民、村民の無形文化遺産とは何なのかに対する興味しんしんたるまなざしが感じられた。一方行政サイドでは国の無形文化遺産リストをどう整理し選び出すかに悩んでいたし、研究所では精力的に映像記録作成に力を入れており、音楽大学では楽器博物館の充実につとめていた。

12月はインドを訪問し、9月アブダビの会議で登録されたユネスコの代表的無形文化遺産のランマーン（Raimaan Mela）が伝承されている村サラン・ドングリ（selang Dungri）を訪問し、その後デリーに行って文化省の無形文化遺産課長、インデラガンジー国立センター（ユネスコへの無形文化遺産リストの申請作業を担当）、サンギート ナタック アカデミー（国立音楽舞踊演劇アカデミー）、国立博物館などを訪問し情報収集をした。ランマーンの村はネパールの西端国境に接し、チベット国

境まで150キロほどのヒマラヤ山中のガンジス川の源流地域に位置している山岳地帯である。ヒンズー教徒巡礼のメッカのリシケッシュ、ハリドワールの奥地でいかにもインド的信仰風土を感じさせるとともに、習俗やその仮面舞踊の芸態にはチベットの匂いを強く感じた。ここでもユネスコの無形文化遺産リスト登録に対する村人の興味しんしんたるまなざしを感じた。デリーから列車、車を乗り継ぎ3日がかりの村入りであり僻遠の地という印象ではあるものの、村社会の伝統芸能を取り巻く環境はある意味で日本より幸せかなと思った。というのは村の人口が約3,000人で、村を離れて行く人は現在100人程度でしかないという。限界集落化に悩む日本の山間の村の方が伝承にとってはむしろ厳しい。インドには無形文化遺産を保護する所謂文化財保護法のような法律は作られていない。国の各行政部所間の調整のむずかしさに加えて、ヨーロッパにも匹敵する広大な亜大陸のそれぞれの州ごとに政治的独自性があったりして国の統括的施策を進め難いのだとのこと。伝統芸能ひとつとってもきわめて多種多様な素晴らしい伝承が存在する中で、この度のアブダビでのユネスコ無形文化遺産リスト登録において、たった一件の単独の代表リストしか出せなかったことを関係者ははがゆがっているようであった。というのも、このたび中国から22件もの多数の代表リストが登録されたことにショックを受けていると言っていた。

2010年2月にはサモア、フィジー、トンガ、ニュージーランドの南太平洋の国々を訪問した。それぞれの国にて短時日の掛け足滞在であって、目にしたものといえばサモアでのホテルの踊りや島めぐりの途中で遭遇した植物の茎織りのマット作り、フィジーでの原住民集落見学やカバセレモニー（木の根酒の飲酒儀礼）体験、トンガでのユネスコの無形文化遺産代表リストの踊りケラケラの上演やタバ布（桑科植物繊維）作り見学、ニュージーランドの博物館でのマオリ族の踊り見学といった観光見物程度のものであった。また行政官庁の無形文化遺産保護関係部署、サモアのユネスコ南太平洋事務所をはじめとした各国のユネスコ関係部署、博物館、学校などの関係機関の訪問による情報収集を行なった。各国ともユネスコの推進する枠組みにそって無形文化遺産保護に乗り出すべく努めている姿勢は感じられたが、組織体制の確立、マンパワーの調達、予算の確保など解決しねばならない課題がいろいろとあるように感じられた。例えば予算の面でフィジーでは、2004年度よりCultural Mapping づくりといういわば無形文化遺産の所在分布（悉皆）調査のようなことを進めていると聞いていたので²⁾、その成果がどうなっているのかを期待して行ってみたのだが、某国のファンドからの資金が途絶えたために2008年度からそれはストップしているとのことだった。国内14州のものを完遂する予定で出発したのに5州を終えたところで中座している。

以上の体験などをもとに、無形文化遺産保護の挑戦というテーマで以下に大きくは三点について述べたい。このような標題としたのもひとつには、周知のように無形文化遺産とは生きている文化財であって、時代環境の変化とともに絶えず変動してやまない。だからその保護施策といってもいつも課題が生ずるといふか、挑戦的に対応して行かざるを得ない、そういう思いからである。

1. 調査研究事項について

無形文化遺産保護の前提としては、何をどうやって保護するのかを調査研究することから始まるだ

ろう。それにはいろいろな事項が考えられるが、上記したような2009年度に訪問した各国各地での体験や聞き取った話を中心に考えられることを以下に述べたい。まず事項としては、各国の無形文化遺産リストの作成およびユネスコに提案すべきリストの作成に関わるものが一つ。二つ目は一の作業の基礎となる各国における無形文化遺産所在分布（悉皆）調査である。三つ目がリスト化済みの無形文化遺産の後継者養成をどう進めるべきかの研究調査である。四つ目はここで筆者が新たに提案するものだが、同じくリスト化済みの無形文化遺産の伝承状況調査である。

（1）国の無形文化遺産リストやユネスコへの提案リスト作成のための調査研究

今回訪問した海外の各国は（中国を除き）この項目の調査研究には頭を悩ましているようであった。ベトナムでは2001年に文化財保護法の成立をみるとともに無形文化遺産保護の条項もその中に盛り込まれていたのだが、それから10年近く経った今も国の無形文化遺産リストは作成されていなく、文化スポーツ観光省の無形文化遺産担当部署の幹部のDR. Le Thi Minh Ly女史は目下それを選出すべく努力していることを会議でプレゼンテーションしていた³⁾がそれがうかがえる。インドで聞いたのは、先にも述べたようにアブダビでのユネスコの会議でインド単独の代表的な無形文化遺産リストにはただ1件のみであったが、中国が代表リスト22件、緊急に保存を要するリストに3件と多かったのに比べきわめて少なかったと、出席した国の行政府の幹部たちは歯ざしりしたという。インドにはそもそも文化財保護法とか、国の無形文化遺産リストが存在しないのだから、この問題におけるこれからの対応は大変なのだろうと思う。また太平洋の国々では、ユネスコの代表リストはトンガとバヌアツのもの2件しか登録されていず、今後どうしたらよいのか各国とも悩んでいるようであった。例えばサモアではTattoo（入れ墨）なんかどうかとの話が出ているらしいが、後述するようにこれは世間的常識からすると、公序良俗といった観点からすなりとは承認されないことだろう。また先述のカバ（Kava）という飲酒儀礼などはサモアでもフィジーでも、トンガでも太平洋各国に普遍しているが、こういった各国各地に一般化している伝統もまたどう整理すべきかのむずかしさを抱えることになるのではないか。一般論として人口や面積が大きくまた民族数も多い国、また歴史の長い国ほど多種多様で、数多い無形文化遺産伝承を有しているわけであるが、国のリスト選びにおいては、国民への公平さを担保する上からも国内の所在分布（悉皆）という基礎データの把握が少なくともその前提となるように思う。その上に、日本では歴史的価値や芸術的価値、韓国ではさらに学術的価値も付け加えているようだが、誰しものが納得できるような選考基準を設けている。さらに日本の民俗芸能など全国に数多い無形民俗伝承への対応は、はじめに都道府県段階でのリスト化をうながして、国のリスト選びはその成果に依拠しつつ後を追うという方法をとった。日本、韓国、中国の三ヶ国はそれぞれに独特の様相も呈しているが、基本的には以上のような、基礎的データの整備のうえにたって段階を踏んで国のリスト選びをやってきたのだが、他の国々でも同じように展開して行くことになるのか注目される場所である。つまり東アジアのこの三ヶ国は国のリスト選び終えた上でユネスコのリスト登録を申請しているが、前者の措置がないままでユネスコのリスト選びをしている国が圧倒的に多い。この辺をどう整理することになるのであろうか？

(2) 国内の無形文化遺産所在分布（悉皆）調査

上記のリスト選びに参考となる基礎データ作りである。フィジーではこの作業を先述のように Cultural Mappingと称して2004年度より進めてきていて、現在は中止状態にあるものの方向性としては東アジア三ヶ国的発想の上になつていると言えよう。ここでちなみに中国での当作業を見てみよう。中国はここ数年のうちに1028件の国のリスト（中国国家非物質文化遺産）を選び出したが、その基礎データつくりのキッカケとなったのが1979年から始められた口頭伝承（昔話、語り物、諺）、歌、音楽、舞踊、演劇、大衆演芸等に関する十種類の民間文学芸術の全国的な調査資料収集作業及び記録書の刊行事業である。この事業は2004年頃まで約四半世紀の期間をかけて、全国の全省、直轄市別に多くの人を動員して（一説には十万人とも）実施され、その成果は約500巻もの報告書としてとりまとめられた⁴⁾。その膨大な数量は中国の最大叢書の四庫全書にも匹敵すると言われている。大国の強大な官僚機構を駆使しての、また多額の経費を費やしての作業だったように思う。

ところで、この種の基礎データ作成作業の一切が完了しなければ上記（1）で言及した国やユネスコのリスト選びが進まないというわけでもなかった。例えば日本の例では、ある意味でその双方が併存したとも言える。つまり分野によって当該基礎データの把握には遅速があつて、それが済んだ分野からリスト選びが動き出し、まだ今日なお基礎データ作成調査作業が進行している分野もあるのだ。早くにリスト化が始まったのが、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎といった古典芸能や陶芸、染織、漆工、金工、木竹工といった伝統工芸の分野で、昭和29年以降に重要無形文化財指定という国のリスト化が始まり、今日もなおそれが展開している（つまり種目は増えていないのだが、後継者世代がどんどん交替してきており、その都度新たな選考作業を行っているからである）。他方、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術といった全国各地域に多数分布をみている民俗伝承の場合は、国のリスト選び（重要無形民俗文化財指定）が始まったのが1975年以降であり、しかもこれと並行して、その以降も今日まで種目を取換えながら順々に所在分布調査が進められてきているのである⁵⁾。

(3) リスト化済み無形文化遺産の後継者養成の仕掛け（研究調査）

当項はすでにリスト化済みの国やユネスコの無形文化遺産リストに関わる問題である。現世代の者が亡くなり、次世代の者にバトンタッチされてはじめて持続する無形文化遺産であつてみれば、その受け渡しをいかにスムーズに行うかが重要で、その仕掛けに関わる研究調査が当事項である。まず各無形文化遺産種目の技芸や技術、技能の最高の体现者を認定し（日本では「保持者」、韓国では「保有者」、中国では「传承人」と称している）、彼らが死亡すると次世代の最高の体现者を選ぶ作業がある。と同時にこういった人達の技芸や技術、技能の次世代への継承を図らねばならない。日本の場合各種目ごとに保存会が組織されて、そこへ国庫補助金を交付して後継者養成を行ってきた。さらに歌舞伎や文楽などの古典芸能分野ではすでに斯界（業界）だけでは後継者となる人材が得られなくなったので、国立劇場が一般人を公募して、旧来の師と弟子の面对の稽古方式から学校形式の養成方法をとっている。

韓国でも基本的には同様の方式なのだが、最高位の体现者（保有者）の下に伝授助教（保有者候補）、履修者、伝承者と、指導者側と指導される側とに弁別しつつ、その全員を国（文化財庁）が管理掌握

するシステムをとっている（日本では斯界にゆだねているところがあるのとは違っている）。ちなみにその員数をみると、2007年現在で、芸能、技能（工芸技術、飲食）あわせて112種目が国の重要無形文化財と指定され、199人の保有者がいる。そして312人の伝授助教がおり、3,124人の履修者、伝授奨学生（奨学金をもらって後継者として訓練している者）85人いて、都合3,720人である⁶⁾。さらに一般人を対象とした後継者養成事業も展開され、2006年現在千人を超える者がいるという⁷⁾。

（４）リスト化済み無形文化遺産の伝承状況実態調査の必要性

上記（３）の場合が日本でいうと、古典芸能や伝統工芸に対する重要無形文化財関連の事項だが、当項は各地域伝承の民俗伝承に関わる重要無形民俗文化財関連の事項のもので、従来一般には意識されなってきたことだ。しかしこれら伝承の今日おかれている窮状を考えると、今後この種調査が重要になってくるのではないかと筆者は考えている。ここ数年来隠れた流行語といった感じの「限界集落」にあてはまる地域が増えている。つまり山村など僻地の集落の貴重な伝承が、少子高齢化による極度の人口過疎化のため存続の危機に当面しているのである。農山漁村から都会への人口流出はすでに昭和30年代から40年代の高度経済成長期に社会問題化していたのだが、最近10年ほどのそれはそれと性格が異なりもっと深刻のようである。新聞報道によると日本は目下世界一の高齢者国であり、学校の統廃合が各地で広がっているように少子化も厳しい。高度経済成長期直後は都会への出稼ぎ人が減ったり、地方の時代などというキャッチフレーズが新聞を賑わしてUターン者が増えたりしたが、今日はまた様子が違う。高度経済成長期頃は大都市部への人口移動だったのが、今は僻村から中小の都市への移住のようである。先年の国土交通省の調査結果によると、人口が一万人未満の自治体では92%の所が人口減少しているというのに、人口が五万人以上の自治体では93%が人口増加しているという。僻村の最寄りの中小の市街地では人口増になっているわけだ。近年熊が民家の軒先に現れるニュースが多いが、これは山懐から人間が平野部に降りてくるのと機を一にしている、動物達が里の方へ迫ってきているのだと分析している研究者がいる。

このような状況下で重要無形民俗文化財（国のリスト）「花祭」（愛知県北設楽郡）の17集落の伝承のうち、ここ数年のうちに2集落のものが廃絶した。そのほかでも同様に村の伝統芸能（民俗芸能）がピンチだという情報をいろいろ耳にするようになった。関東平野の一角千葉県は平野部であるが、千葉県教育委員会の担当者によればここ数年来毎年のごとくに県指定無形民俗文化財伝承の廃絶に伴う指定の解除作業に追われているとのことであった。大都会東京足下の田舎でも状況も良くないのだ。筆者はここ数年こういった話を聞くにつけ、これらを散発的なことかたづけるのではなく、ひとつの大きな傾向としてデータ化できないものかと考えてきた。そのようにオーソライズ化してしかるべき国の行政施策に反映させるよう訴えることができないものかということである。ここで思いついたのは統計的数字化である。こういったことは社会学では一般的に行われており、各行政省庁でも世上の状況把握にこれを利用している。そんな折社会学者の大野晃氏が、今日の限界集落状況化と地域の伝統文化の衰退は無関係ではないと新聞で語っているのを読んだ⁸⁾。具体的に同人がそれをどう述べているかを知りたくて同人の著「山村環境社会学序説」⁹⁾を読んだ。人口動態の統計資料を駆使しながら限界集落がいかにか今日の山村に暗い影を落としているかという説明は大変よく解ったのだが、それ

と伝統文化との関連性は当著では触れられていなかった。国土交通省や総務省など行政サイドの関連調査報告書にも目を通したが同様であって残念であった。やはりこの問題は伝統文化の側から主体的にリサーチしないとイケない問題だと思った。そこで試案として人口動態に軸足を置きながら神楽や盆踊りなどの村社会の伝統芸能を例にアンケート調査を行い、一つの今日状況の傾向データをつかめたように思ったので紹介し、こういった伝承状況調査を精度を高めつつ工夫して行うべきことを提案してみたい。確かに伝統文化の衰退は大野氏が述べていたように、山村など僻遠の地の今日の極度の過疎化状況の問題と密接な関係があるように思う。

ひとつは2008年に筆者が出講している成城大学大学院文学研究科のゼミナールで実施したもので、長野、岐阜、静岡、愛知の4県に伝承されている民俗芸能で国のリスト（重要無形民俗文化財）と県のリスト（県指定無形民俗文化財）の合わせて88の伝承団体からアンケート回答票を得て集計した分析結果のデータである¹⁰⁾。一つ目は現在の伝承状態は良いのか悪いのか、そしてそれはどの程度なのかを調べた。設問は、先輩世代（20、30年前）の状態を100%とした場合の現在のパーセンテージである。100%、70、80%、50%、30%、0%の5段階で答えてもらった。その結果100%以外と答えた団体が65.91パーセントもあり、それが戸数300戸以下の集落のもので見ると72.22%とかなり悪い状態に置かれていることが判明した。

二つ目は集落規模についての設問である。結果は全体の61.37%が300戸以下であり、なおまた100戸以下で見ると47.73%、つまり約5割の民俗芸能団体は100戸以下の集落の伝承ということである。さらにその100戸以下の集落の90.45%の所は人口減少の集落であり、高齢化、少子化が民俗芸能伝承に与えているダメージはかなり大きいと察せられた。三つ目に後継者の状況についても設問した。結果として、後継者を地域外の者を充てている団体が25%もあり、しかも次代の集落の伝承の担い手となるはずの児童、生徒のうち36.75%の者が集落外の学校（園）に通っている。おそらく学校の統廃合の広がりや影響しているのだろうが、徐々に地域内の者で後継者をまかなって行くという従来の習慣は崩れつつあるように思われる。

上記は日本列島中央部の4県のみデータであって、全国を通覧した傾向をなんとか知りたかった。折しも2009年度に、財団法人伝統文化活性化国民協会が実施した全国の国のリストと都道府県のリストの神楽団体のアンケート調査を手伝う機会を得た¹¹⁾。回収できた団体数は330であった。その分析結果は次のようである。一つ目の設問はそれぞれの団体が国や都道府県のリストに選ばれて以降今日までなんらかの変化があったかを問うてみた。結果は68.5%の団体が後継者不足をはじめとしてなんらかの憂慮すべき変化が起こっていると答えていた。設問方式が異なるものの、上記2008年の調査結果と、伝承状態についてはほぼ同じ程度におもわしくないと答えていたことが解る。二つ目に若年後継者（小・中学生）の有無やその居住地が集落内か集落外かを設問した。集計結果は、それがいない（つまり0人）と答えた団体が19.7パーセント、約2割もあって将来的にみて良くないと思われた。しかも若年後継者がいると答えた団体でも、31%の団体では集落外の居住者をもそれに充てていると回答があった。従来のように地域の居住者だけで後継者世代を育成して行くことは流動化しているということではないか。

筆者としては以上のデータを機会を見つけて公表し、窮状の様子やその要因についてしるべき方

面に訴えて行きたいと考えている。ともかく先述のように伝統文化の側からの数量データの情報発信ということは従来ほとんど行われてこなかったけれども、人口動態をはじめとしてそれを取り巻く社会経済的な環境が悪化している今日においては、この種の客観的データ把握が必要のように思われる。さらにまた一般論としても、絶えず変容を迫られて行く無形文化遺産であるから、折々この種調査による状況分析は必要なことではないかと思うがいかなるものであろうか。

2. 無形文化遺産保護の限界の問題

ユネスコがせっかく世界的枠組みで無形文化遺産保護を世界各地の加盟国に訴え出したところなのに、こういった標題は水をぶっかけるものと受け取られるかもしれない。あえてこう題してみたのは、こういったことにならないような方向に持って行くべく我々は知恵を絞る必要があるのではないかと思ったからである。以下に詳述するが、長年の日本での経験から見てくることのひとつは、すべての無形の事象範疇が無形文化遺産となり得るわけではなく、また無形文化遺産保護施策が万能なわけではないということである。そのように思われた三事例について言及する。

(1) 記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財の問題

越後などに遺存してきた盲人女性放浪芸人瞽女については、昭和45年（1970）に新潟県在住の杉本ハルと埼玉県在住の伊平たけの2人の技芸者が、文化庁の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選択され、さらに昭和53年に新潟県在住の小林ハルも同様の措置の無形文化財に選択され、それぞれ録音記録が作成された。その後昭和52年に伊平が、同58年に杉本が他界し、そして平成17年に小林が亡くなってゴゼの命脈が絶えたのであった。一方、九州一円に伝承をみてきた盲僧琵琶についても、これらの全てに対して文化庁の同様な措置が取られたわけではないが、同じような運命をたどった。福岡市の成就院の筑前盲僧は、玄清流盲僧琵琶の名称で福岡県の無形文化財の指定を受けていた。鹿児島県にも薩摩盲僧がおり、熊本県で活躍していた盲僧達は肥後琵琶と称され、こちらは昭和48年に文化庁からの当該措置を受けていた。これらの人達は一人欠け二人欠けと他界して行き、先年まで大分県の国東半島の盲僧が活躍し名をはせていたのだが他界し、そして本年に入ってそれこそ最後の盲僧琵琶の語り手といわれていた宮崎県の永田法順氏（延岡在）が亡くなり盲僧琵琶の命脈は絶えてしまった。九州の盲僧は瞽女とまた違って仏寺の僧であり、時に住民の家に呼ばれて行って竈払いをして地神経を唱え、その際余興的な語り物も加えるということをやっていた。ところでこの双方の伝承とも盲人の語り物芸といったもので、そういう職人芸は確かに芸能の歴史をいろどってきた存在でありその点から貴重なものであった。時勢がそういう職業を存在させなくなったし、ほかにテレビやその他語り物余興の代替芸も新たにポピュラー化したこともこれあり、もうすでに存続が風前のともしびと衰退していた。そこで行政サイドは記録作成等の措置を講ずべき無形文化財としての選択を行った。この措置はいわば事後の存続はもはや無理だという判断が背後でなされていたようなものだ。ここで一つ気になるのは、盲僧琵琶の実情は知らないが、瞽女の小林ハルには盲人ではないが小林の技芸を受け継ぐべく稽古に励んだ女性がいたことと、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として文化庁

から選択を受けていた伝承が、後に重要無形文化財に指定されて後世への維持継承が誘われた事例もあるということである。例えば昭和39年に同記録作成等の措置を講ずべき無形文化財に選択されていた「下座音楽」が時勢の移り変わりとともに、昭和53年に重要無形文化財に指定され、芸芸者の十一世田中伝座衛門がその保持者（俗に言う人間国宝）に認定されたのである。このようなこともあるので、この選択措置を講じたからといって、決してその芸芸は減びてかまわないなどという扱いはしてはならないのだと思う。ユネスコに緊急に保護すべき無形文化遺産リスト登録の事項があるが、この場合とて同様に考えられるのではないか。

（2）重要無形民俗文化財伝承の衰退の問題

こうした問題提起も従来なされたことがなかったかと思うが、既述のようにここ数年来の変貌状況を踏まえると安閑としてはいられないのではないかと思う。例えば先に言及した重要無形民俗文化財の「花祭」などについてはそう思う。昭和6年に早川孝太郎の大著「花祭」（精細な記録書）が刊行されて以降、我が国の第一級の民俗芸能とみなされてきたそれが、第二次大戦後、文化財保護法の無形の文化財の規定による保護施策がこれに対しても施行されてきた。しかし昭和20年までは20ヶ所の集落に伝承されていたそれが、今日ではすでに5ヶ所のものが廃絶をみているのである。この間のプロセスを追ってみよう。まず昭和30年代から40年代の高度経済成長期に、ダム建設や地域の人口過疎化により豊根村内の三集落の花祭りが廃絶した。

「豊根村の現行花祭りは、下黒川・上黒川・坂宇場・山内・間黒の五か所に伝承されている。昭和20年代までは八か所で行なわれていたが、古真立字分地の花祭りは昭和三十年（1955）一月の実施を最後に廃絶し、佐久間ダム建設に伴って氏神諏訪神社が、人々の転出先である豊橋市西幸町御幸神社へ合祀された。合祀に伴って、花祭りの装束や道具類も御幸神社へ移転し、昭和三十五年一月から豊橋で花祭りが実施されるようになり、現在に至っている。また同じく古真立字大立の花祭りは、昭和四十年に過疎によって伝承不能となり廃絶した。さらに、古真立の花祭りは昭和四十六年に新豊根ダムの建設に伴い、氏子のほとんどが村外転出したことによって廃絶した。」¹²⁾。当時花祭りは愛知県指定の無形文化財であったが、国からの措置は何もなされていなかった。今日自然保護団体などが各地で自然景観破壊に対する反対運動を行ったり、あるいは民主党政権になってからのダム建設の中止などの動向をみるにつけ、もし当時において今日のような政治状況が存在していたとしたらどうであったろうかと考える。果たして佐久間ダムや新豊ダムの建設にストップがあったであろうか。同時代を生きてきた者としての感覚では、おそらくそういった運動なりは起こり得なかったように思われる。それほどに人々は産業経済の発展への信頼が厚かったような記憶である。つまり三ヶ所の花祭りを廃絶に追いやるような社会状況にあったのだと。ところが国は、昭和50年（1975）の文化財保護法の一部改正において規定された重要無形民俗文化財としてこの花祭りを指定した（昭和51年）。ところが、そういう保護体制下にある2007年と2008年において、やはり豊根村の間黒と山内の二つの集落の花祭りが終止符を打ったのである。今回は前に述べたような高齢化少子化からくる極度の集落の過疎化（限界集落化）が要因であった。花祭りの祭場の設営準備や徹夜して執行される間の人々の飲食の世話、柴灯見張りなどなどかなりの肉体労働をこなさなければならないのだが、高齢化した住民の肉体

がついて行けなくなったのである。他方若者もサラリーマン化して日々仕事に追われ、子供たちは集落から払底してしまった¹³⁾。こういった事態をはたして人々は避けえたであろうか。これは無形文化遺産保護といった文化財保護行政だけで解決できるような筋合いのことではないだろう。農林水産部門とか国土交通部門とか、あるいは経済産業部門とか、他の省庁を含めた国の行政全体が関わらねばならない問題と考えるべきであろう。

(3) 秘儀信仰の類の問題

ここ数年来沖縄の島々の祭り行事を採訪して耳にすることは、神女（ノロ、ツカサなど）が払底しているということである。沖縄では本土のような地域の人口過疎化のきびしさはないようだが、この問題は深刻であると皆口を揃えて言っている。こういった状況下で、宮古島の祖神祭り（ウヤガンまつり）が狩俣や島尻の伝承がもうダメになったと聞いた。ついにそういう時代になってしまったのかという思いである。神歌や祭儀の研究者達は皆、これほど神秘的でスケールの大きい伝承はなかりと巨人でもみるような思いでみつめていたのだが決して公開されることはなかった。沖縄にはこの種の秘儀がアカマタ、クロマタという八重山の伝承なども伝わっており、これらはいずれも一様に文化財、無形文化遺産などとして取り上げるべき筋合いのものではないと、一同ひっそりと眺めてきたのであった。この祖神祭りに従事してきた集落の女性たちはかたくなに祭りの内容を口外することを拒んできた。12月・1月といった冬季に何週間にもわたって集落背後の森の中にもってこれを行ってきたのだが、当事者たちは外部の誰にも話すことを禁じ、自分の夫にさえも語ってはならなかった。こういった秘儀が絶えようとしている今、残念ではあるが無形文化遺産保護施策に限界があることを強く感じる。

3. 無形文化遺産リスト化過程が生み出す皮肉

無形文化遺産とは、様々なそれに関わる環境や要素の影響を受ける。そのひとつが社会経済的な時代環境の変化である。これが無形文化遺産保護施策の枠組みの変更（法律の一部改正など）に導くことはよくあることであるが、日本で体験した一事例は忘れられない。一九七五年の文化財保護法の一部改正を契機に、民俗芸能が重要無形民俗文化財として指定されるにいたった。一九五四年に重要無形文化財の指定制度が施行されて以降、二十年間ほど、民俗芸能はいわゆる国の無形文化遺産リストから外されていたのであるが、ようやくリスト化される運びとなったのである。これはもちろん、研究者達の調査の成果による、全国に多種多様に存在する民俗芸能の分類作業が進展を見たことが一つであったろう¹⁴⁾。その一方で筆者は、民俗芸能が国のリスト化された一要因として高度経済成長期がもたらした民俗芸能の極度の衰退状況が後押しをしたのではないかと感じている。ちなみに、この法律改正時に文化財保存技術の選定措置もつけ加えられたのだが、諸職の技術者の払底や原材料不足も社会問題化している。このように時代の環境の変化が無形文化遺産保護施策の変更を迫ることもあるのだ。また一方、無形文化遺産保護の制度や施策もまた無形文化遺産伝承に影響を与える場合もある。例えば、二〇〇六年韓国にて開催された、例の韓中日三カ国の無形文化遺産フォーラムの席上、韓国

の任章赫中央大学教授が指摘していたのだが、無形文化遺産リストを国が特定すると、それから除外された類似伝承が差別化される点は問題だと述べていた。そういったどの国でも起り得ることがその一例である。

昨年六月に天津で開催された例の中日韓三カ国の無形文化遺産フォーラムの席上、中国芸術研究員の苑利が問題提起していたのだが、中国の無形文化遺産のリストを選び出す過程で、それぞれの伝承の現地での本来の姿が失われていると警告を発していた¹⁵⁾。これと同様の視点からの新聞記事が、フォーラムの直後に発行されているのを知った。人民日報の海外版掲載の記事である（二〇〇九年六月十五日付）。題名は「民俗の味わいを何で変えるのか？」といったものである。つまり国のリスト選定の過程で県段階、州段階、省段階、そして国の段階へと申請を国の上級機関へと持ち上げるシステムを採用しているのだが、下から上への各レベルごとに本来の伝承が見栄えのしないものであると認識され、上級機関へと上申されるたびごとにその様相が洗練されたものに変えられ、最終的には本来のものに似ても似つかぬ姿になっていた。そういう事例が見られたことに警鐘を鳴らす記事であった。その実態については確かめてみなければわからない点があるものの、癖遠の地の伝承を国のリストとするためには、なにか恥ずかしくない装いを施さなければならないと意識されたのだと思う。行政官僚機構に依拠した選考システムには往々にして起こりうるように思われる。

実はこれと似通った変容（改変）は韓国でも行われていた。二〇〇八年に日本で開催された例の日中韓三カ国の無形文化遺産フォーラムの席上呉秀卿漢陽大学教授は、重要無形文化財第六十八号に指定された「密陽百中戯」について次のような事例を述べていた¹⁶⁾。「一九八〇年のコンクールに参加したときに…（略）…三つの両班舞と凡夫舞および数場面の戯を加えた。その年専門家の意見を入れて名称を百中戯と確定して服装、道具の一部を改めた。また地域の文化人の意見を入れて、農神祭と五方神将戯を付け加え、残廢両班舞をやめて、優雅な両班舞に改めた。一九八〇年のコンクールで国務総理大臣賞を受賞してから、重要無形文化財第六十八号に指定された「密陽百中戯」はもともと全国に分布していた農民の行事であり、……」。この引用文にあったように韓国では民俗芸能の国のリスト化にあたっては全国コンクールの受賞団体であることを一つのメルクマールと考えていたようである。工芸技術の場合も同様である。「全国の各地に伝承される無形文化財を把握してそのなかで保護の価値があるものを重要無形文化財と指定することはたやすいことではなかった。文化財の管理局（現、文化財庁）は、一九五八年から実施された「全国民俗芸術コンテスト」で入賞した種目を重要無形文化財として指定していた。工芸技術分野は一九七六年から実施された「伝統工芸大選」を通じて重要無形文化財を指定した」¹⁷⁾

韓国でも国のリスト選定において、コンクールといった場で秀でた評価を得たものを選考していたのである。先に述べた中国の例といい、国の代表的なリストを選ぶということは一種の権威づけを行うということである。このことは無形文化遺産が本来的に有していた独自性・地域性（多様性）がスポイルされかねないという皮肉な問題をはらんでいる。一考を要することではないか。

《注》

1) 「下伊那のかけ踊り」調査報告書（文化庁文化財部伝統文化課 2010年刊）

- 2) “Country Reports Fiji” by Mr.Sipiriano Nemani (“2004 Workshop on Inventory making for Intangible Cultural Heritage Management, TOKYO, Japan, 6-11 December 2004” organized by ACCU)
- 3) “Approaching the inventory of intangible cultural heritage” by Dr.Le Thi Minh Ly (“I— Recommendation in the Workshop on Inventory of ICH” which is organized by Cultural Heritage Department coordinated with UNESCO in January, 2008)
- 4) 次の十種類の項目である。
 「中国民間歌曲集成」「中国民間故事集成」「中国諺語集成」「中国民間歌曲集成」「中国民間舞蹈集成」「中国民間器楽集成」「中国民間戯曲誌」「中国民間曲芸誌」「中国民間戯曲音楽集成」「中国曲芸音楽集成」
- 5) 次のような都道府県別の全国調査が行われてきた。
 「民俗資料緊急調査」(1962～64年)、「民俗分布調査」(1974～84年)、「各地方言緊急調査」(1976～85年)、「民謡緊急調査」(1979～89年)、「諸職関係民俗文化財調査」(1984～93年)、「民俗芸能調査」(1989～)、「祭り・行事調査」(1993～)
- 6) 呉秀卿(漢陽大学教授)「韓国の伝統芸能の伝承及び原形の問題」(2008年3月19日、日本の神奈川県大学における「日中韓民俗文化遺産円卓会議」でのプレゼンテーション)
- 7) 任章赫(中央大学校教授)「無形文化財制度の変遷と課題」(2006年5月30日、韓国江陵市における「韓中日無形文化遺産FORUM」でのプレゼンテーション)
- 8) 2007年10月21日付け朝日新聞掲載記事「限界集落再生の道は」
- 9) 大野晃「山村環境社会学序説」(農山漁村文化協会 2007年刊)
- 10) 星野紘「村の伝統芸能が危ない」(岩田書院 2009年刊)
- 11) 「伝統文化」No34号(財団法人伝統文化活性化国民協会 2010年刊)
- 12) 中村茂子「奥三河の花祭り」(岩田書院 2003年刊)
- 13) 注10に同じ
- 14) 例えば「本田安治著作集 日本の伝統芸能」全20巻
- 15) 苑利「進入保護時代後の中国非物質文化遺産未必可以高枕無憂」(2009年6月13日、中国天津大学における「中日韓非物質文化遺産保護方法論壇」でのプレゼンテーション)
- 16) 注6に同じ
- 17) 注7に同じ

[Summary]

Challenges of Safeguarding Intangible Cultural Heritage

HOSHINO Hiroshi

In fiscal 2009, the present author visited Shimo-ina, Nagano prefecture in August to conduct research on *kakeodori* in preparation for an investigation report to be submitted to the Agency for Cultural Affairs. He also visited Asia and the Pacific region according to the following schedule. In June, the writer attended the China-Japan-Republic of Korea Intangible Cultural Heritage Protection Forum in Tianjin, China, which was hosted by the Chinese Folk Literature and Art Association. Having been appointed visiting researcher of the National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo in September, he cooperated with research on the situation of safeguarding intangible cultural heritage of Asia and the Pacific conducted by the Department of Intangible Cultural Heritage by accompanying members of the Department on their investigations. He visited Vietnam in November, India in December, and Samoa, Fiji, Tonga and New Zealand in February 2010 with researchers from the Department. These trips presented valuable opportunities for the author to consider the current situation and problems surrounding the safeguarding of intangible cultural heritage.

As has been generally acknowledged, intangible cultural heritage is living cultural property that is constantly changing. Because of this, the author's basic idea has been that problems are bound to arise in dealing with intangible cultural heritage and that those involved in safeguarding intangible cultural heritage find themselves burdened with various issues. Based on such a point of view, the current paper classifies the author's experience during these trips into three categories: 1) details of research on safeguarding intangible cultural heritage; 2) limitations in safeguarding intangible cultural heritage; and 3) irony that surface in the process of compiling lists of intangible cultural heritage.

Research and Reports on Intangible Cultural Heritage
Number 4
2010

Publisher:
National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

無形文化遺産研究報告 第4号

平成22年3月26日印刷

平成22年3月31日発行

編集 独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所
『無形文化遺産研究報告』編集委員会

編集委員 無形文化遺産部長 宮田 繁 幸
無形文化財研究室長 高 桑 いづみ
音声・映像記録研究室長 飯 島 満

発行 独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
電話 03 (3823) 2241

© 独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所 2010

National Research Institute for
Cultural Properties, Tokyo